

## 高校生に対する職業意識形成事業に係るご協力をお願い

富山県内の高等学校では、高校生の職業意識形成のため、インターンシップ等の事業を実施しています。

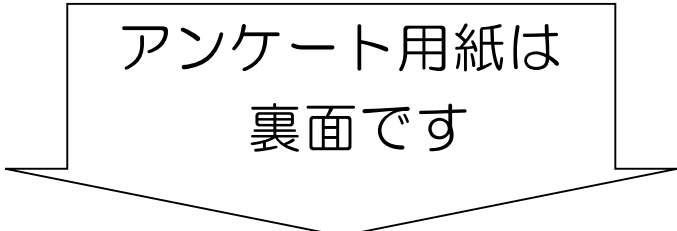
幅広い分野での職業体験や業界の情報を得ることは、将来の職業選択に寄与するとともに、進学を考える生徒にとっても、高校生のうちに地元企業の魅力を知ることにより、高校卒業後、大学等へ進学したとしても将来の就職先を検討する際の参考にもなります。

つきましては、高校1，2年生を対象としたインターンシップや職場見学を、普通科の生徒にも充実させたいと考えており、ご協力をいただける事業所の情報を収集いたしたく、裏面のアンケートにご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、本アンケートは富山県教育委員会及び高等学校（以下「富山県教育委員会等」という。）に情報を提供することを目的に実施しているものであり、アンケートにおいて受け入れ可能とご回答いただいた場合、富山県教育委員会等に情報（本アンケートの結果）を提供させていただきます。後日、各高等学校からご協力いただける事項についての照会や、インターンシップ等の実施について依頼させていただくことがありますので、ご了承願います。

裏面アンケートに回答していただき、求人申込時にハローワークにお持ち下さい。

ご協力をよろしくお願いいたします。



アンケート用紙は  
裏面です

**高校生1、2年を対象としたインターンシップや職場見学等の受け入れに関するアンケート**

本アンケートは、富山県教育委員会等に情報提供することを目的に実施しているものです。以下の設問において「受け入れ可能」とご回答頂いた場合、富山県教育委員会等へ情報（本アンケート結果）を提供させていただきます。（なお、既に受け入れ校が固定している場合など、他の学校への情報提供を希望されない場合や、受け入れ可能な日数や人数等については、「その他、留意事項」の欄に記入して下さい。）

**以下の各項目について7月29日までに回答をお願いします**

ふりがな ( )  
貴事業所名： \_\_\_\_\_ 所在地： \_\_\_\_\_

御担当者の所属： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_ 電話番号： \_\_\_\_\_

**■貴事業所で高校1・2年生の職場体験活動・インターンシップの受け入れは可能ですか。**

※当てはまる項目に○を付けて下さい。

1. 受け入れ可能（受け入れ済みを含む）      2. 現時点では受け入れ不可

※上記で1を選択された場合、下記について回答をお願いします。

■受け入れが可能と思われる時期すべてに「○」を付けて下さい。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

■これまでにインターンシップを受け入れたことはありますか。（あり・なし）

■普通科の生徒の受け入れは可能ですか。（受け入れ可能・受け入れ不可）

■体験可能な仕事の内容を具体的に記入して下さい。

■その他、留意事項等があれば記入をお願いします。

**■貴事業所で高校1・2年生の職場見学（実際の業務風景の見学、業務内容の説明の受講）の受け入れは可能ですか。**

※当てはまる項目に○を付けて下さい。

1. 受け入れ可能（受け入れ済みを含む）      2. 現時点では受け入れ不可

※上記で1を選択された場合、回答願います。

■受け入れが可能と思われる時期すべてに「○」を付けて下さい。

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

■普通科の生徒の受け入れは可能ですか。（受け入れ可能・受け入れ不可）

■見学や説明可能な仕事の内容を具体的に記入して下さい。

■その他、留意事項等があれば記入をお願いします。

ハローワークからの確認（この情報は教育委員会等には提供しません）

**■公正採用選考人権啓発推進員は選任していますか？**

※当てはまる項目に○を付けて下さい。

1. 選任している      2 選任していない  
（役職： \_\_\_\_\_ 氏名： \_\_\_\_\_ ）

# 公正な採用選考について

富山公共職業安定所

事業主は青少年が将来の産業及び社会を担う者であることに鑑み、その有する能力を正當に評価するための募集及び採用方法の改善、その他の雇用管理改善、実践的な職業能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずることにより、青少年の雇用機会の確保が図られるように努めなければならないこととされています。（青少年の雇用の促進等に関する法律第4条）

このため、厚生労働省・労働局・ハローワークでは、企業における公正な採用選考システムの確立や青少年の就職機会の確保に向けて、次のような取り組みをお願いしています。

## 採用選考の基本的な考え方

- 応募者の基本的人権を尊重する。
- 応募者の適性・能力のみを基準として採用選考を行う。

## 公正な採用選考の基本

- 応募者に広く門戸を開く。
- 応募者の持つ適性や能力以外のことを採用基準としない。

## 不適切な事案

採用選考において本人の能力と関係のない事柄について質問するなど、不適切な事案が毎年少なからず発生しています。不適切な事案は応募者に精神的な圧迫や苦痛を与えたり、その心理的な打撃が影響し、面接において実力を発揮できなかつたりと、結果としてその人を排除することになりかねません。

### 【主な不適切事案】

- ・ 家族に関する事（家族構成や家族の職業など）
- ・ 身体に関する質問（容姿や体型など）
- ・ 本籍や出生地
- ・ 思想及び信条（尊敬する人物や愛読書・購読新聞など）

不適切な事案が発生する原因として、公正採用に対する意識が希薄であることがあげられま

す。具体的には、面接の際に「緊張をほぐそうと思って。」とか「話の流れでうっかり聞いてしまった。」というケースが多く見受けられます。

### 企業における「公正採用選考人権啓発推進員」の選任について

- 公正採用選考人権啓発推進員は就職の機会均等を確保する観点に立って、企業における公正な採用選考システムの確立を図るとともに、ハローワークや労働局との連携窓口としての役割を担っていただきます。
- 公正採用選考人権啓発推進員は人事担当者などの採用選考に関する事項について相当の権限を有する者の中から選任してください。

#### 【選任対象事業所】

- ・従業員が30人以上の事業所
- ・30人未満であっても就職差別事件又はこれに類する事象を惹起した事業所
- ・職業紹介事業所及び労働者派遣元事業所（従業員数は問わない）

※公正採用選考人権啓発推進員を対象として、毎年、労働局とハローワークの主催による研修会を開催しており、推進員の方には事業所あてご案内と出席のお願いをしています。定期的な出席についてお願いします。

※富山県においても毎年人権啓発講演会を開催しています。

### 公正な採用選考のために

- 採用選考担当者のうち1人でも不適切事案につながるような対応や質問を行えば企業全体の社会的信頼を失いかねません。担当者全員が「公正な採用選考」の考え方を理解し、実行するような社内体制を整えましょう。
- 「公正な採用選考」の考え方や仕組みは、新規学卒者の採用だけでなく、中途採用者などすべての応募者に適応されます。新規学卒者と中途採用者の採用担当部署が異なる場合であっても、企業として徹底することが必要です。

# ～高卒求人を出された事業主の皆さまへ～

— 高等学校進路指導主事、生徒からの声（お願い） —

ハローワーク富山 学卒部門  
TEL 076-444-8305

## \* 応募書類を送付しても、「採用選考」の日時に関する連絡がこない（遅い）

生徒は、社会人となること（希望する会社に入社すること）に希望をいやくとともに、応募書類を送ったら、「どんな採用選考（試験）が行われるのだろうか」、「面接でどんなことを聞かれるのだろうか」などと、心配しながら連絡を待っています。

まわりの友達が次々と連絡を受けて採用選考に行っている中、自分が応募した会社から2～3週間しても連絡がないだけで、不安な気持ちは大きくなっていきます。中には1ヶ月以上採用選考の日時の連絡がないケースもあります。

一生に一度きりの「高卒者としての応募」であることをご理解いただき、できるだけ速やかに（1週間程度以内に）、学校を通じて採用選考の日時等の連絡をお願いいたします。

## \* 採用選考結果の連絡が、なかなかこない（遅い）

高校生は、10月末までは一人1社ずつしか応募できません。

採用選考の結果が遅いと、いつまでも「採用されるのだろうか」という不安な気持ちで待つことしかできません。それでも採用となればいいのですが、結果を長く待った上に不採用となった場合の生徒の落胆は言葉にできません。

また、次の会社に応募しようとしても長く待たされているので、ほとんどの求人の採用選考が終わってしまっていて、応募できる求人も少なくなるうえ、長く待った後の不採用のショックから、次の応募に時間がかかってしまう場合があります。

採用選考後は求人票に記載していただいた範囲内で（1週間程度以内で）、採用選考の結果について、学校を通じて連絡していただきますようお願いいたします。

## \* 突然、求人票に記載のない試験をされると言われた

生徒は、求人票に記載してある採用選考の内容を見て応募するかどうかを考え、また応募にあたっては、少しでも自信を持って採用選考に臨めるように、求人票に記載された面接や作文の練習をしています。

しかし、採用選考日の連絡を受けた時点で求人票に記載してない選考（適性検査、作文等）を実施しますと、突然言われる場合があります。

生徒は選考内容に変更があると、ものすごく動揺します。中には、求人票に記載されている他の内容、条件も実際と違うのではないかと、疑心暗鬼になる生徒もいます。

採用選考試験の内容は、決定したものを求人票に記載しておいていただくとともに、万が一、求人内容（選考方法）を変更する場合は、変更決定後速やかに当所〇〇部門あてに、求人内容の変更箇所について電話またはFAXでご連絡いただくとともに、求人票を提出した高校に連絡してあげてください。

### \* 応募しようとしたら、「男子生徒を採用したい」と言われた

求人票の仕事内容だけではどのような仕事がよくわからなかったので、職場見学をさせていただき、自分にもできる仕事だと思ったので応募しようとしたら、男性を取りたいと言われました。

実際には、重量物の運搬など体力的に女性が従事することは厳しく男性が多く従事している仕事や女性が多く従事している細かい作業等もあると思います。

しかしながら、男性・女性ということに基づいて応募者を限定したり、採用選考を行うことは、男女雇用機会均等法に違反します。

できるだけ求人票の「仕事内容欄」について詳しく記入していただき、どのような仕事をするのか、その仕事にはどのような人が向いているのか判断できるようにしておいてください。

また、職場見学の機会を設けていただき、生徒自身が実際に仕事内容を見た上で、自分のできる仕事かどうか、向いている仕事かなどを判断できるようにしてあげてください。

### \* 応募前見学を経て応募したのに、採用選考試験直前に「他校の生徒を採用することに決めた」と、応募させてもらえなかった

事業所の了解のもと応募前見学を経て応募したのに、事業所の都合で応募の機会を与えられない生徒は「何で？」と納得できないだけでなく、かなりのショックを受けます。

公正な採用選考のためにも、広く門戸を開き、誰もが応募の機会を得られるよう配慮をお願いするとともに、もし、事前に応募者があり採用を検討している場合は、その検討結果により採用枠がある場合のみ応募前見学や推薦応募を受け入れることを、事前に学校を通じて生徒に説明しておく必要があります。

### \* 応募しようとしたら、「募集を中止した」と言われた

高校生は、10月末までは、一人1社ずつしか応募できません。

数ある求人の中から厳選して（場合によっては校内選考を勝ち抜いて）、いざ応募する段になって応募できないことになると、精神的ショックを含め、非常に大きな影響を受けます。

募集の中止は、本来あってはならないことですが、万が一、天変地異や経営状況の悪化でやむを得ず募集を中止せざるを得なくなった場合には、速やかに管轄のハローワークにご相談いただくとともに、求人を申し込んだ学校へ説明をお願いします。

また、応募者がいる場合には、学校への説明に合わせて応募者に対しても説明を行い理解を得るなど、丁寧な対応をお願いします。

### \* 登校日（特に行事、試験がある日）に内定式を行うので参加するように言われた

学生は、学業が本分です。内定式、制服の採寸、先輩社員との顔合わせ等に参加をさせる場合は、事前に学校に趣旨・目的を説明していただき、学校の了解のもと学校を通じて本人に案内を行ってください。

その際には、日時の設定について、学校行事等を考慮した配慮をお願いいたします。

なお、内定式等の行事に参加できないとって本人に不利益となる扱いは絶対ではありません。

# 新規学卒者の採用選考に関するアンケート調査

ハローワーク富山

ハローワーク富山では、学生や保護者を対象としたセミナーや学校の進路指導担当者との連絡会議等を行っていますが、今後の業務の参考とするためアンケート調査にご協力をお願い致します。

下記の2項目について、事業所の人事担当者の皆様が日ごろ感じておられることについて記載をお願い致します。

ご提出いただける事業所につきましては、求人提出時に窓口へ直接もしくは下記番号へFAXをお願い致します。

## 記

1. 貴社の主たる業種を下欄 に記載をお願い致します。

《 \_\_\_\_\_ 》

2. 新規学卒者に不足していると思う能力は何ですか。該当する項目に○印を付けたうえ、具体的な事例がありましたら、大卒等と高卒別に下表 に記載をお願い致します。(複数回答可)

	該当	大卒等 事例	該当	高卒 事例
主体性				
協調性				
コミュニケーション能力				
チャレンジ精神				
粘り強さ				
社会人としての自覚				
専門知識				
その他				

2. 新卒者の採用選考にあたり、もっとも重視しているポイントは何ですか。回答欄に該当する記号を記入して下さい。(大卒等と高卒各々5つまで複数回答可)

- ア. 意欲 熱意      イ. リーダーシップ      ウ. 主体性      エ. 協調性  
オ. 積極性      カ. 責任感      キ. 柔軟性      ク. 創意工夫  
ケ. あいさつ・マナー      コ. 服装などの身だしなみ      サ. 学業成績      シ. 基礎知識(一般常識)  
ス. 会社・職務に関する知識      セ. コミュニケーション能力  
ソ. その他 《 \_\_\_\_\_ 》

回 答 欄					
大卒等					
高 卒					

\* 問合せ先 〒930-0805 富山市湊入船町 6-7 サンフォルテ 2 階  
ハローワーク富山 学卒部門  
FAX 076-444-8321  
TEL 076-444-8305